

令和2年11月6日  
生食発1106第1号  
2食産第3942号

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

我が国からインドネシア向けに輸出する水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙ID-S1「インドネシア向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、インドネシア当局から衛生証明書様式の変更の通知があったことを受け、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について（令和2年10月22日付け生食発1022第1号、2食産第3731号）により、要綱の改正を行ったところですが、その後、インドネシア当局から、貿易相手国の要望を受け、衛生証明書様式の変更を当面の間延期するとの通知がありました。

これを受け、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いいたします。

## 記

要綱について、令和2年10月22日付け生食発1022第1号、2食産第3731号による改正以前の内容とすること。